

「定期的反復継続」及び「一定地点での継続」(反復継続等)の考え方

巡回診療等の実施に当たっては、巡回診療等の関連通知において「定期的に反復継続(おおむね週二回以上)又は一定地点での継続(おおむね三日以上)して行われることのないもの」は診療所の開設手続を要しないとされています。つきましては、京都市における反復継続等の考え方について以下に図解しますのでご確認ください。なお、京都市外においては取り扱いが変わる場合がありますので、事前に実施場所の保健所にご確認をお願いします。

※1週間：日曜日から土曜日までとします。

※継続：連続した日だけでなく、間隔があいても継続とします。

○反復継続等に該当しないと判断される例(週1回の実施又は一定地点で2日以内の継続実施等。巡回診療等実施届が必要であるが診療所の開設手続は不要)

	日	月	火	水	木	金	土	
1週			○					週1回を継続実施
2週			○					
3週			○					
4週			○					

	日	月	火	水	木	金	土	
1週			○			○		週2日以内の実施(継続性なし)
2週								
3週			○		○			
4週								

	日	月	火	水	木	金	土	
1週			○					週1回を継続実施
2週				○				
3週						○		
4週				○				

	日	月	火	水	木	金	土	
1週			○	○				週2日以内の実施(継続性なし)
2週								
3週			○	○				
4週								

	日	月	火	水	木	金	土	
1週			○			○		週2日以内の実施(継続性なし)
2週				○				
3週					○	○		
4週						○		

○反復継続等に該当すると判断される例(週2日以上[※]の継続実施かつ一定地点で3日以上実施。計画の見直し又は診療所の開設手続が必要)

	日	月	火	水	木	金	土
1週				○	○		
2週					○		○
3週			○	○			
4週						○	○

	日	月	火	水	木	金	土
1週			○	○	○		

	日	月	火	水	木	金	土
1週			○	○			○

	日	月	火	水	木	金	土
1週			○		○		○